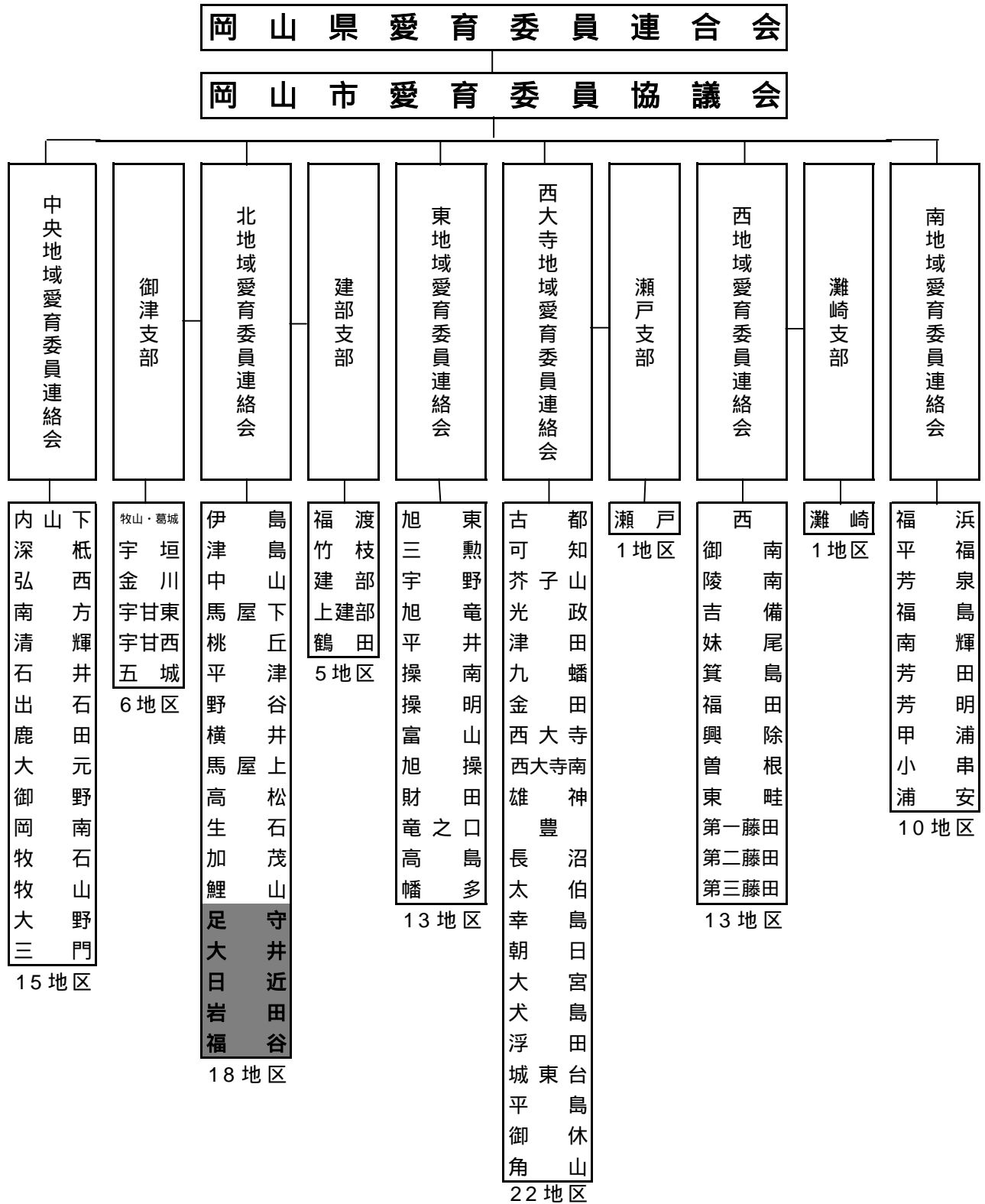


岡山市愛育委員協議会組織図

(平成19年度)



平成18年度
 組織・・・1協議会 98単位組織
 総委員数・・・5,320人(H18.6.1)
 1人平均受持世帯数・・・51.3世帯

この『 地区愛育委員会規約』は、足守、大井、岩田、日近、福谷というそれぞれの地区愛育委員会の規約です。5地区とも同様の規約であることから、表題、第1条及び第2条の『 』部分に、それぞれの地区名（足守、大井、岩田、日近、福谷）を入れて読み替えてください。

地区愛育委員会規約

第1章 総 則

<名称>

第1条 この会は岡山市 地区愛育委員会（以下「委員会」という。

<構成>

第2条 本会は 地区愛育委員をもって構成する。

<目的>

第3条 本会は、会員相互の連絡提携を計り、その活動を効果的に促進させることにより、市民の健康と福祉増進に寄与することを目的とする。

<事業>

第4条 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 愛育委員の研修に関すること。
- (2) 愛育委員会の運営に関すること。
- (3) 母子保健を基礎とした生涯に渡る健康づくり全般に関すること。
- (4) その他本会の目的達成に関すること。

<役員>

第5条 1. この会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監査 1名

2. 役員は委員中より選出する。

3. 役員の任期は2年とし、新任の場合前任者残任期間とする。

ただし、再任は妨げない。

<職務>

- 第6条
1. 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
 3. 書記は委員会の書記を掌る。
 4. 会計は委員会の会計事務に従事する。
 5. 監査は会計の監査にあたる。

第2章 会 議

<会議>

第7条 総会は委員会の最高決議機関で毎年1回開催しその招集は会長が行う。
ただし委員の3分の1以上が要求したときは臨時に開催することができる。

2. 総会の審議事項は次のとおりとする。

(1) 事業報告を承認すること。

(2) 事業計画を定めること。

(3) 役員を選任に關すること。

(4) 会則の改廢に關すること。

(5) その他 委員会の目的達成に必要なこと。

第8条 会議(地区委員会)は会長が必要と認めた時招集する。

第3章 事務局と会計

<事務局>

第9条 委員会の事務を処理するため事務局を会長宅に置く。

2. 事務局に書記および会計を置き会長が任命する。

<会計>

第10条 委員会の経費は補助・助成金及び事業収入その他をもってあてる。

会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

<その他>

第11条 その他 委員会の運営について定めのない事項は会長が定める。

<規約の改廢>

第12条 この規約は委員会の決議によらなければ改廢することができない。

<付則>

この規約は、平成6年5月11日より施行する。

足守愛育委員会申し合わせ事項

1. 足守支所管内の5愛育委員会の親睦と運営を円滑に進めるため、幹事会を置く。

2. 幹事会は5地区の会長、副会長をもって構成する。

3. 役員

(1) 代表 1名

(2) 補佐 4名

(3) 会計 1名

(4) 書記 2名

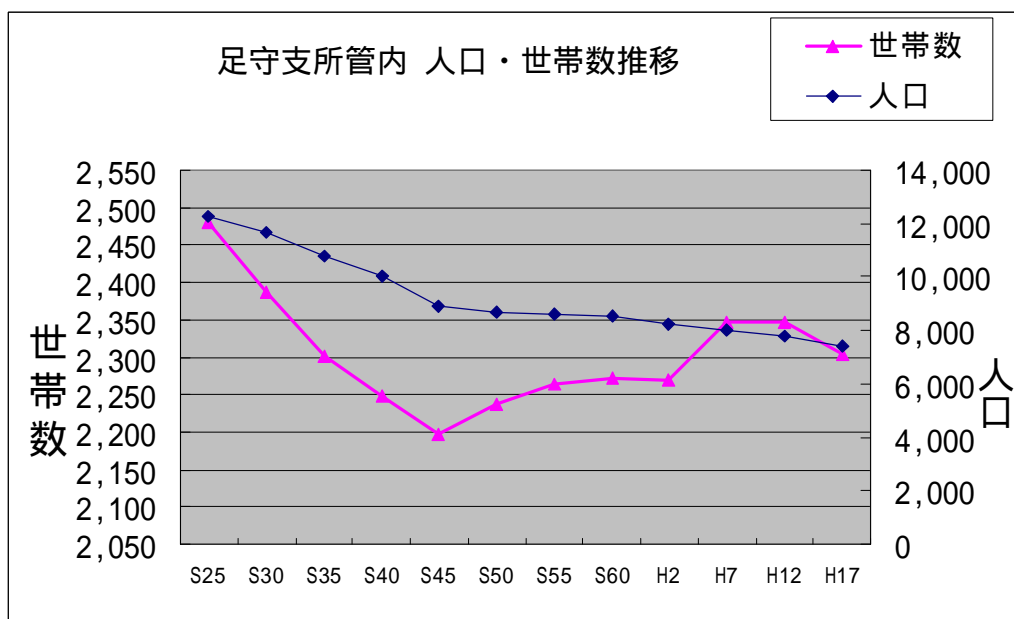
(5) 監査 2名

4. 会計は必要経費を各地区より徴収する。

足守支所管内 人口・世帯数推移

年次	人口	世帯数
S25	12,243	2,480
S30	11,682	2,388
S35	10,789	2,301
S40	10,002	2,249
S45	8,941	2,198
S50	8,692	2,236
S55	8,596	2,265
S60	8,508	2,273
H2	8,207	2,270
H7	8,027	2,346
H12	7,755	2,347
H17	7,446	2,303

国勢調査の数値による（調査基準日 10月1日）



現在の足守中学校区の状況（H18.12末現在）

	人口	世帯数	乳児数	乳児指数	高齢者数	高齢化率
足守地区	3,012	1,068	18	5.9	786	26.8
大井地区	1,578	694	6	3.8	482	30.5
福谷地区	1,381	502	4	2.8	532	38.5
高田地区	1,597	608	7	4.3	641	40.1
合計	7,568	2,869	35	4.2	2,441	33.8